



発行 新潟県

第 11 号

令和5年2月10日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 120 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
- 121 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 122 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 123 管理規程の変更認可（農地計画課）
- 124 県営土地改良事業の工事完了（農地建設課）
- 125 公共測量の終了通知（監理課）
- 126 道路の区域変更（道路管理課）
- 127 道路の区域変更（道路管理課）
- 128 道路の供用開始（道路管理課）
- 129 道路の区域変更（道路管理課）
- 130 道路の区域変更（道路管理課）
- 131 道路の区域変更（道路管理課）
- 132 道路の区域変更（道路管理課）
- 133 道路の供用開始（道路管理課）
- 134 道路の区域変更（道路管理課）
- 135 道路の供用開始（道路管理課）
- 136 道路の区域変更（道路管理課）
- 137 道路の区域変更（道路管理課）
- 138 道路の供用開始（道路管理課）
- 139 道路の区域変更（道路管理課）
- 140 道路の区域変更（道路管理課）
- 141 道路の供用開始（道路管理課）
- 142 道路の区域変更（道路管理課）
- 143 道路の供用開始（道路管理課）
- 144 道路の区域変更（道路管理課）
- 145 道路の供用開始（道路管理課）
- 146 宅地建物取引業者の事務所等の所在地を確知できない場合における告示（建築住宅課）

公 告

- 特定調達契約の落札者等について（地域医療政策課）
- 大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）
- 一般競争入札の実施（畜産課）

選挙管理委員会規程

- 1 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）

選挙管理委員会告示

- 10 政治資金規正法による政治団体の届出（選挙管理委員会）
- 11 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）
- 12 政治資金規正法による政治団体の解散の届出（選挙管理委員会）
- 13 政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨（選挙管理委員会）
- 14 政治資金規正法による資金管理団体の届出（選挙管理委員会）

15 政治団体の収支報告書の訂正報告(選挙管理委員会)

労働委員会告示

1 新潟県労働委員会あっせん員候補者(労働委員会事務局総務課)

告 示

◎新潟県告示第120号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、新潟市の新津郷土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和5年2月10日

新潟県新潟地域振興局長

1 退任

理事 五泉市下条83番地 佐藤 岩雄

退任年月日 令和5年1月31日

◎新潟県告示第121号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の4第1項の規定により、魚沼市の一部を受益地域とする県営福田堤地区農用地保全施設整備(防災重点農業用ため池緊急整備「地震・豪雨対策型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年2月10日

新潟県知事 花 角 英 世

1 縦覧に供する書類の名称

緊急防災工事計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和5年2月13日から令和5年3月13日まで

3 縦覧に供する場所

魚沼市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第122号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、南魚沼市の南魚沼土地改良区の定款の変更を令和5年1月31日認可した。

令和5年2月10日

新潟県南魚沼地域振興局長

◎新潟県告示第123号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次のとおり串川頭首工管理規程、魚野川及び登川取水施設（サイホン）管理規程及び魚野川頭首工管理規程の変更を認可した。

令和5年2月10日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 管理規程を変更した者の所在及び名称
南魚沼市六日町949番地6
南魚沼土地改良区
- 2 認可年月日
令和5年1月31日
- 3 認可した管理規程の概要
 - (1) 串川頭首工管理規程
 - 第1章 総則
 - 第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
 - 第3章 点検及び整備に関する事項
 - 第4章 緊急事態に置ける措置に関する事項
 - (2) 魚野川及び登川取水施設（サイホン）管理規程
 - 第1章 総則
 - 第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
 - 第3章 点検及び整備に関する事項
 - 第4章 緊急事態に置ける措置に関する事項
 - (3) 魚野川頭首工管理規程
 - 第1章 総則
 - 第2章 取水・放流・およびゲートの操作
 - 第3章 点検及び整備に関する事項
 - 第4章 緊急事態に置ける措置に関する事項
 - 第5章 雑則

◎新潟県告示第124号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和5年2月10日

新潟県知事 花 角 英 世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
栃尾水沢	農業用排水施設整備（かんがい排水「集積型」）事業	長岡市	令和5年1月17日

◎新潟県告示第125号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県上越地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年2月10日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（ほ場整備 県営農地環境整備事業 杉野沢地区 確定測量）
- 2 作業期間 令和3年9月30日から令和4年3月9日まで
- 3 作業地域 新潟県妙高市杉野沢ほか地内

◎新潟県告示第126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和5年2月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 咲花温泉線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
五泉市佐取字宮ノ浦7259番1から	新	5.5～18.8メートル	119.2メートル
同市佐取字佐取上2659番1まで	旧	5.5～13.2メートル	119.2メートル

◎新潟県告示第127号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

令和5年2月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鹿瀬日出谷線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
東蒲原郡阿賀町鹿瀬字黒崎10196番7から	新	5.6～40.6メートル	3,818.6メートル
同郡同町日出谷字横道甲7103番まで	旧	5.5～40.6メートル	3,819.7メートル

◎新潟県告示第128号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

令和5年2月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 鹿瀬日出谷線
- 2 供用開始の区間
東蒲原郡阿賀町鹿瀬字黒崎10196番7から同郡同町日出谷字横道甲7103番まで
- 3 供用開始の期日 令和5年2月10日

◎新潟県告示第129号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和5年2月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 352号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市宇津野字北ノ又澤852番19から	新	5.5～33.3メートル	326.8メートル
同市宇津野字北ノ又澤852番19まで	旧	5.2～33.3メートル	327.9メートル

◎新潟県告示第130号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和5年2月10日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 352号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市宇津野字北ノ又澤852番19から	新	9.6～39.0メートル	35.7メートル
同市宇津野字北ノ又澤852番19まで	旧	9.5～39.0メートル	35.3メートル

◎新潟県告示第131号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和5年2月10日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 352号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市宇津野字北ノ又澤852番19から	新	5.2～45.6メートル	163.1メートル
同市宇津野字北ノ又澤852番19まで	旧	5.2～45.6メートル	161.2メートル

◎新潟県告示第132号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和5年2月10日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 352号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市宇津野字灰ノ又沢846番22から	新	6.0～25.4メートル	28.0メートル
同市宇津野字灰ノ又沢846番22まで	旧	6.0～10.0メートル	28.0メートル

◎新潟県告示第133号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和5年2月10日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路 線 名 一般国道 352号
- 2 供用開始の区間
魚沼市宇津野字灰ノ又沢846番22から同市宇津野字灰ノ又沢846番22まで
- 3 供用開始の期日 令和5年2月10日

◎新潟県告示第134号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和5年2月10日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 352号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市宇津野字灰ノ又沢846番159から	新	15.0～21.4メートル	29.0メートル
同市宇津野字灰ノ又沢846番159まで	旧	15.0～16.5メートル	29.0メートル

◎新潟県告示第135号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和5年2月10日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路 線 名 一般国道 352号
- 2 供用開始の区間
魚沼市宇津野字灰ノ又沢846番159から同市宇津野字灰ノ又沢846番159まで
- 3 供用開始の期日 令和5年2月10日

◎新潟県告示第136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和5年2月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 352号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市宇津野字灰ノ又沢846番143から	新	5.2～10.2メートル	34.3メートル
同市宇津野字灰ノ又沢846番143まで	旧	5.2～8.4メートル	34.3メートル

◎新潟県告示第137号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和5年2月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 352号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市宇津野字灰ノ又沢846番169から	新	7.0～12.5メートル	38.8メートル
同市宇津野字灰ノ又沢846番169まで	旧	7.0～11.0メートル	38.8メートル

◎新潟県告示第138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和5年2月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 352号
- 2 供用開始の区間
魚沼市宇津野字灰ノ又沢846番169から同市宇津野字灰ノ又沢846番169まで
- 3 供用開始の期日 令和5年2月10日

◎新潟県告示第139号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和5年2月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十日町塩沢線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市字中山口己929番2から	新	6.8～53.8メートル	290.8メートル
同市字鉢ケ下己926番まで	旧	4.5～51.4メートル	291.5メートル

◎新潟県告示第140号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和5年2月10日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 加用逆巻線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
中魚沼郡津南町大字上郷宮野原121番1から	新	8.4～33.2メートル	51.9メートル
同郡同町大字上郷宮野原55番1まで	旧	8.4～33.2メートル	51.9メートル

備考 路線の重用

一部区間県道秋山郷森宮野原停車場線と重用

◎新潟県告示第141号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和5年2月10日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 加用逆巻線
- 2 供用開始の区間
中魚沼郡津南町大字上郷宮野原121番1から同郡同町大字上郷宮野原55番1まで
- 3 供用開始の期日 令和5年2月10日

◎新潟県告示第142号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和5年2月10日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 秋山郷森宮野原停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
-----	------	-----------	-----

中魚沼郡津南町大字上郷宮野原83番から	新	9.0～28.6メートル	166.8メートル
同郡同町大字上郷宮野原55番9まで	旧	3.6～15.7メートル	168.3メートル

◎新潟県告示第143号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和5年2月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 秋山郷森宮野原停車場線
- 2 供用開始の区間
中魚沼郡津南町大字上郷宮野原83番から同郡同町大字上郷宮野原55番9まで
- 3 供用開始の期日 令和5年2月10日

◎新潟県告示第144号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和5年2月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 403号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市安塚区細野字入道久保106番1から	新	11.4～27.8メートル	58.8メートル
同市安塚区細野字入道久保120番1まで	旧	8.8～27.8メートル	60.1メートル

◎新潟県告示第145号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和5年2月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 403号
- 2 供用開始の区間
上越市安塚区細野字入道久保106番1から同市安塚区細野字入道久保120番1まで
- 3 供用開始の期日 令和5年2月10日

◎新潟県告示第146号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地、又は宅地建物取引業者の所在（法人である場合は、その役員）を確知できないので、当該宅地建物取引業者（法人である場合は、その役員）は、令和5年3月13日までに新潟県土木部都市局建築住宅課にその所在を申し出てください。

なお、令和5年3月13日までに申出がない場合は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消します。

令和5年2月10日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 住所又は所在地
刈羽郡刈羽村大字割町新田874番地1
- 2 商号又は名称、代表者の氏名
有限会社くしま
取締役 浦東 寛
- 3 免許年月日及び免許証番号
令和2年12月21日 新潟県知事(4)第4752号

公 告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年2月10日

新潟県基幹病院事業

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 調達件名及び数量
精査用、治療計画CTの購入 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県福祉保健部地域医療政策課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方式
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和5年1月27日
- 6 落札者の氏名及び住所
クロスウィルメディカル株式会社
新潟県新潟市東区紫竹卸新町1808番地22
- 7 落札価格
263,450,000円
- 8 入札公告日
令和4年12月2日
- 9 落札方法
最低価格

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和5年2月10日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 ダイレックス燕吉田店

所在地 燕市吉田字流間3698番 外
設置者 NTT・TCリース株式会社

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ダイレックス燕吉田店

(変更後) ダイレックス燕吉田店

3 変更年月日

令和4年12月9日

4 変更の理由

店舗名称が決定したため

5 届出年月日

令和5年1月31日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、燕市産業振興部商工振興課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和5年2月10日から令和5年6月10日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援係

電話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、豚熱生ワクチン（シード）の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和5年2月10日

新潟県知事 花角 英世

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

豚熱生ワクチン（シード）

50ドーズ 見込数量 7,380本

20ドーズ 見込数量 2,610本

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 契約期間

入札説明書による。

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

契約方法は一般競争入札による複数単価契約とし、品目ごとに単価契約を行うものとする。落札決定に当たっては、品目ごとの単価に購入予定数量を乗じ、それらを合算した総価を用いるので、入札書には1本当たりの単価ではなく、「品目ごとの単価×購入予定数量の合計額」を記載すること。落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第24条第1項の規定に基づく動物用医薬品販売業の許可を受けた者であることが確認できた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 開札場所での提出
下記(5)の日時及び場所に持参し、提出すること。
- (2) 郵送による提出
令和5年3月29日（水）午後5時までに書留郵便で提出すること。
- (3) 郵送による入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
郵便番号 950-8570
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県農林水産部畜産課経営係
電話番号 025-280-5308（直通）
Eメール ngt060050@pref.niigata.lg.jp
- (4) 入札説明書の交付等
入札説明書の交付は、本公告の日から上記(3)の場所で交付する。
- (5) 開札の日時及び場所
令和5年3月30日（木）午後1時半
新潟県庁行政庁舎 入札室

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 契約保証金
入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。）第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望するものは、新潟県物品等入札参加資格審査申請書を令和5年3月2日（木）午後5時までに、下記の場所に提出しなければならない。
郵便番号 950-8570
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県出納局会計検査課物品契約係
電話番号 025-280-5490（直通）
- (5) 入札者に求められる事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を令和5年3月16日（木）午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、前記3(3)の場所に提出しなければならない。
入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (6) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (7) 落札者の決定方法
規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) 契約書作成の要否
要
- (9) 不当介入に対する通報報告
契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(10) 苦情申立て

本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年新潟県告示第1221号）により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

(11) 調達手続の停止

令和5年度新潟県一般会計予算が議決されなかった場合、本調達手続きについて停止の措置を行うことがある。

(12) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

CSF live vaccine

・ 50dose - approx. 7,380pcs

・ 20dose - approx. 2,610pcs

(2) Deadline for bid participant applications:

5:00 p.m. March 16, 2023 (Thu.)

(3) Date of bid opening:

1:30 p.m. March 30, 2023 (Thu.)

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Livestock Division

Niigata Prefectural Government

4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata, Japan

〒950-8570

Tel 025-280-5308

E-mail:ngt060050@pref.niigata.lg.jp

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第1号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年2月10日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
加茂市	(略) 特別養護老人ホーム 第三平成園 介護付有料老人ホーム <u>あさひガーデンかも寿楽園</u>	(略) 加茂市神明町1丁目7-1 <u>加茂市寿町8番17号</u>	加茂市	(略)	(略)
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和5年2月10日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

(1) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(i) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
阿部徹後援会	阿部徹	阿部徹	新潟県柏崎市四谷3丁目1番45号	R5.01.24
大井じゅんサポータークラブ	大井淳	大井淳	新潟県新潟市南区味方100-1	R5.01.17
金井のりこ後援会	金井典子	長谷川良一	新潟県新潟市西区ときめき東1-16-24	R5.01.30
この妙高を守り抜く会	堀川義徳	古川賢一	新潟県妙高市栗原4-7-11	R5.01.31
西川弘美後援会	西川弘美	大矢芳夫	新潟県柏崎市上田尻3864-4	R5.01.04
さとうのりこ後援会	佐藤紀子	佐藤紀子	新潟県長岡市長峰町513-175パームデルD号室	R5.01.18

高橋つぐお後援会	高橋次夫	高橋明美	新潟県新発田市下中山281番地3	R5.01.17
波多えり後援会	波多恵理	波多哲	新潟県長岡市宮内2-9-24	R5.01.11
宮崎みつお後援会	大沼長栄	井村均	新潟県新発田市荒川1863番地	R5.01.10
宮野きよたか後援会	佐久間大輔	村山文隆	新潟県新発田市大栄町3-8-10	R5.01.30
宮本けいた後援会	宮本佳太	宮本佳南	新潟県新発田市浦333-6	R5.01.30
山崎ともひと後援会	乗岡元孝	中村圭希	新潟県柏崎市高柳町岡田3038乙	R5.01.12
横田せいや後援会	横田聖也	横田聖也	新潟県新潟市中央区関屋本村町1-149-45-B	R5.01.19
和田ただあつ後援会	和田忠篤	細貝豊	新潟県小千谷市東栄1-8-27	R5.01.05

◎新潟県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年2月10日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党 長岡支部	五井文雄	主たる事務所の所在地	新潟県長岡市福住町1-6-22	新潟県長岡市福住町2-2-43	R5.01.13
自由民主党 名立支部	塚田隆敏	会計責任者の氏名	持田久	山本益人	R5.01.05
自由民主党 真野支部	臼木仁	主たる事務所の所在地	新潟県佐渡市吉岡994-1(有)中央自動車整備内	新潟県佐渡市吉岡931-11	R5.01.05
立憲民主党 新潟県第2区総支部	飯田真紀子	政治団体の名称	立憲民主党新潟県第2区総支部	立憲民主党新潟県第4区総支部	R5.01.18
立憲民主党 新潟県第4区総支部	米山隆一	政治団体の名称	立憲民主党新潟県第4区総支部	立憲民主党新潟県第5区総支部	R5.01.18
立憲民主党 新潟県第5区総支部	梅谷守	政治団体の名称	立憲民主党新潟県第5区総支部	立憲民主党新潟県第6区総支部	R5.01.18

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
愛する五泉・村松に新	田中徳男	主たる事務所の所在地	新潟県五泉市村松甲2133-7	新潟県五泉市三本木2-2-10	R4.12.31

しい風の会					
稲田亮後援会	山田文知	主たる事務所の所在地	新潟県見附市南本町二丁目17番26号	新潟県見附市本所 1-13-34	R5.01.13
小林ひろき後援会	小林弘樹	会計責任者の氏名	小林 久美子	小林 保栄	R5.01.10
チェンジにいがた	水内基成	主たる事務所の所在地	新潟県新潟市中央区西堀通五番町855-5 フロンティアビル古町ビル6F	新潟県新潟市中央区東幸町15-15東 亜堂ビル2階	R5.01.01
新潟市医師連盟	浦野正美	会計責任者の氏名	山下洋	遠藤正人	R4.07.01
堀川よしのり後援会	堀川義徳	主たる事務所の所在地	新潟県妙高市栗原 4-7-11	新潟県妙高市広島 2-10-15	R5.01.01
南魚沼郡市医師連盟	米倉研史	代表者の氏名	米倉研史	富永衛	R4.06.16
		会計責任者の氏名	米倉研史	富永衛	R4.06.16
横山まさひろ後援会	横山昌宏	主たる事務所の所在地	新潟県新発田市豊町3-6-11	新潟県新発田市諏訪町1丁目3-20	R4.12.08

◎新潟県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年2月10日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

(1) 政治団体の名称

ア . その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
榎本丈雄後援会	榎本丈胤	R4.12.31
小野塚均後援会	小野塚正直	R4.12.31
片野鉄雄後援会	片野鉄雄	R4.12.31
くまくら正治後援会	坪谷久雄	R4.12.31
佐藤正彦後援会	佐藤正彦	R4.12.31
清野伸一後援会	清野伸一	R4.12.31
高橋けんいち後援会	佐藤数幸	R4.12.26
宮崎みつお後援会	大沼長栄	R1.12.15
村上市を良くする会	片野鉄雄	R4.12.31

◎新潟県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項及び第17条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和5年2月10日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

令和元年年分

(単位 円)

[その他の団体]

宮崎みつお後援会

報告年月日 05.01.10(01.12.15解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

令和3年分

[政党の支部]

自由民主党柿崎支部

報告年月日 05.01.19

1 収入総額	1,189,904
前年繰越額	889,698
本年收入額	300,206
2 支出総額	365,505
3 本年收入の内訳	
個人の党費・会費(108人)	100,200
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	200,000
自由民主党新潟県支部連合会	150,000
自由民主党新潟県第六選挙区支部	50,000
その他の収入	6
一件10万円未満のもの	6
4 支出の内訳	
経常経費	1,623
事務所費	1,623
政治活動費	363,882
組織活動費	317,882
選挙関係費	38,000
機関紙誌の発行その他の事業費	8,000
宣伝事業費	8,000

[資金管理団体]

幸田健太後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名

幸田 健太

資金管理団体の届出に係る公職の種類

指定都市議会議員

報告年月日 05.01.10

1 収入総額	0
2 支出総額	0

[その他の団体]

内山会

報告年月日 05.01.18

1 収入総額	1,322,782
前年繰越額	1,322,782
2 支出総額	0

中土井かおる後援会

報告年月日 05.01.10

1 収入総額	0
2 支出総額	0

山口こうじ後援会
報告年月日 05.01.05

1 収入総額	0
2 支出総額	0

令和4年分
[その他の団体]

榎本丈雄後援会
報告年月日 05.01.13(04.12.31解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

小野塚均後援会
報告年月日 05.01.25(04.12.31解散)

1 収入総額	1,682,889	
本年收入額	1,682,889	
2 支出総額	1,682,889	
3 本年收入の内訳		
寄附	1,682,889	
個人分	1,682,889	
4 支出の内訳		
経常経費	180,000	
人件費	180,000	
政治活動費	1,502,889	
その他の経費	1,502,889	
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
小野塚均	1,500,000	津南町
小野塚裕子	182,889	津南町

片野鉄雄後援会
報告年月日 05.01.05(04.12.31解散)

1 収入総額	103,500
前年繰越額	103,500
2 支出総額	0

くまくら正治後援会
報告年月日 05.01.18(04.12.31解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

佐藤正彦後援会
報告年月日 05.01.23(04.12.31解散)

1 収入総額	8,400
前年繰越額	8,400
2 支出総額	0

清野伸一後援会

報告年月日 05.01.04(04.12.31解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

高橋けんいち後援会

報告年月日 05.01.12(04.12.26解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

村上市を良くする会

報告年月日 05.01.05(04.12.31解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

◎新潟県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和5年2月10日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
金井典子	指定都市議会議員	金井のりこ後援会	新潟県新潟市西区ときめき東1-16-24	R5.01.30
西川弘美	市議会議員	西川弘美後援会	新潟県柏崎市上田尻3864-4	R5.01.04
波多恵理	市議会議員	波多えり後援会	新潟県長岡市宮内2-9-24	R5.01.06
堀川義徳	市議会議員	堀川よしのり後援会	新潟県妙高市栗原4-7-11	R5.01.17
宮本佳太	市議会議員	宮本けいた後援会	新潟県新発田市浦333-6	R5.01.30
和田忠篤	市議会議員	和田ただあつ後援会	新潟県小千谷市東栄1-8-27	R5.01.04

◎新潟県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、令和4年11月29日付け新潟県選挙管理委員会告示第110号の一部を次のとおり改める。

令和5年2月10日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

訂正報告年月日 令和5年1月27日

政治団体の名称 立憲民主党新潟県第4区総支部

(報告年月日 令和4年3月23日) 中

項目	訂正後	訂正前
1 収入総額	23,976,006	23,795,006
本年收入額	21,981,000	21,800,000
3 本年收入の内訳		

個人の党費・会費	(362人)	181,000
----------	--------	---------

労働委員会告示

◎新潟県労働委員会告示第1号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定により委嘱した令和5年2月1日現在の新潟県労働委員会あっせん員候補者は、次のとおりである。

令和5年2月10日

新潟県労働委員会

会長 櫻井 英喜

氏名	現職	略歴
櫻井 英喜	弁護士	新潟県弁護士会 副会長
櫻井 香子	新潟大学法学部 准教授	さいたま地方検察庁 検事
田中 恒彦	新潟大学教育学部 准教授	滋賀医科大学 特任助教
岩渕 浩	弁護士	新潟県弁護士会 副会長
目黒 千早	—	新潟県農林水産部長
橋本 義明	全国交通運輸労働組合総連合 信越地方総支部 特別執行委員	全国交通運輸労働組合総連合 信越地方総支部 書記長
桑原 典子	日本労働組合総連合会 新潟県連合会 副事務局長	全国繊維化学食品流通サービス一般労働 組合同盟 新潟県支部 参与
牧野 茂夫	日本労働組合総連合会 新潟県連合会 会長	日本労働組合総連合会 新潟県連合会 事務局長
飛田 博之	全国繊維化学食品流通サービス一般労働組 合同盟 新潟県支部長	全国繊維化学食品流通サービス一般労働 組合同盟 福島県支部長
中村 昇	JAM新潟 財政委員長	同左
徳武 裕一	(一社)新潟県経営者協会 専務理事	(一社)新潟県経営者協会 事業推進部長
酒井 春男	—	ダイニチ工業(株) 顧問
廣澤 藤幸	—	(株)福田組 監査室参与
小出 清	北陸ガス(株) 取締役総務部長	北陸ガス(株) 長岡支社長
樋口 宏子	双峰通信工業(株) 専務取締役兼総務部長	双峰通信工業(株) 取締役総務部長
須貝 幸子	新潟県労働委員会事務局長	新潟県県民生活・環境部副部長兼政策 監
梁川 健史	新潟県労働委員会事務局総務課長	新潟県交通政策局空港課長